



凍結保存検体（受精卵・精子）を他施設へ移送される方

1. 移管先の受け入れ確認

移管先の施設が凍結保存検体の受け入れが可能かどうかご確認ください。

2. 当院のご予約

当院予約システムまたはお電話にてご予約をお取りください。その際に移送希望である旨をお伝えください。また移送先がお決まりでしたらご施設名もお伝えください。

3. 当院受診

診察を受けて、移送に関する承諾を得てください。

4. 移送に関するご説明

診察終了後に担当者から移送に関する説明と同意書をお渡しします。移送時期や移送方法、移送タンクの貸出を確認しますので、受診前に決めておいていただくとスムーズにお話が進みます。

お帰りの際に紹介状と凍結保存検体に関する情報提供書をお渡しいたします（ご予約から受診まで2週間以内の場合、書類をお渡しできない可能性がございます）。

5. 移管先の受診

移管先の施設を受診し、移送に関する承諾を得てください。

6. 当院の手続き

当院が定める移送手続きを行っていただきます（同意書の提出）。

業者に移送を依頼された場合は移送手続き費用をお支払いいただきます。ただし、保険診療日で来院された日にはお支払いいただけません。別日にお支払いのためご来院をお願いいたします。

ご自身で移送される場合は移送当日に移送手続き費用をお支払いいただきます。

7. 移管先の手続き

移管先の施設が定める移送手続きを行っていただきます。

8. 移送日時の調整

ご自身で運搬される場合は当院と移管先の施設との間に入って、日程調整をお願いします。

業者に依頼される場合は、業者と日程調整をお願いします。

当院の搬出可能日時は火曜日・木曜日の13時から14時です。

日程調整が難航した場合は担当者までご連絡ください。

9. 移送当日

凍結保存検体の取り違いや不足がないか患者様ご自身でご確認いただきます。

移送を業者に依頼された場合も、検体確認のため立ち合いを推奨いたします。

移送手続き費用をお支払いいただきます（未収の場合）。

移送タンクの貸出をご希望の場合は預かり金15万円を現金でお支払いいただきます。

移送完了後は速やかにタンクをご返却ください。延滞、破損等なければ預かり金15万円をご返金致します。